

経審・県入札の説明会があります。出席して用紙の購入をして下さい。日程は土木事務所毎に…
10/10豊後大野・竹田/11臼杵・別府・佐伯/12大分/17宇佐・国東・中津・豊後高田/19玖珠・日田です



「80万円の工
事金を払って
くれと3年前
から何回も電話をしていたが、9
月初めに弁護士を立てて”家の登
記に必要な書類に印鑑を!”とい
ってきた…」と建
設業を営むA氏
から相談があり
ました。内容をお聞きすると、ち
ょうど9月初めで満3年を経過。こ
の間電話以外の督促はしていな
かったといえます。結論は、時効
で請求権が消滅し押印
を拒否できない状況に

ご存じ「時効中断」の手続きと
法律効果…

なっていました。民法の定めで「工
事に関する債権は3年で消滅」とな
っています。相手の弁護士はそこが
分かっている、9月を待って文書
を送ってきたと思われます。時効を中
断するには、8月末までに内容証明
郵便を出し、6ヵ月
以内に裁判を起こ
す必要があったの
です。しかも時効中断がなされると
時効は最初から数え直す事に。ちよ
っとした事でも法律を知っている
かどうかで大きな違いが生じます。
当法律事務所は「初回相談
無料」です。ご利用下さい。



「検察庁から”先に裁判
所から送付した過料決
定は確定したので現金を納付し
なさい”との文書が届いたが??」
と不動産業のB氏から問い合わ
せがありました。株式会社ですか
ら役員の任期切

2年前の罰金納付!登記ケ怠
氏変更でにご注意

自社で法務局に届けてい
た事が判明。「氏名の変更
ぐらい自社で…」と思って登記申請
をした」との事です。法務局はお
役所。2年も前の変更を遅れて登記
すれば罰金が掛かるのに、窓口で
の説明はしません。
4~5ヵ月後に法務
局から通報を受け
た裁判所は、書面審理で過料決定
をします。10年以上も前の変更だ
と10万円超の罰金が掛かる事も!

れの都度、当事務
所に依頼されて
いますので、なぜ登記の事で過料
(罰金)が掛かってくるのか納得
いかないのも無理はありません。
会社の謄本をとって調べてみる
と、2年前に監査役の氏が結婚で
変わっていたのを、今年の4月に

簡単な変更で
あっても事前
のご相談を。



11月より建設業許可の更新時に、社会保険と労働保険の加入状況の確認が行われます!
★「弁護士・西馬、成功のヒント!」を毎週火曜日の夕方6:15、OBSラジオで放送中!★